

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（特別教育を必要とする業務）	（特別教育を必要とする業務）
第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
一（三十八）（略）	一（三十八）（略）	一（三十八）（略）
三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）	三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）	三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）
（特別教育の細目）	（特別教育の細目）	（特別教育の細目）
第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号及び第三十号から第三十六号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号及び第三十号から第三十六号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
（架設通路）	（架設通路）	（架設通路）
第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。	第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。	第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
一（略）	一（略）	一（略）
二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。	二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたものの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。	二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたものの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
三 勾配が十五度を超えるものには、踏桟その他の滑止めを設けること。	三 こう配が十五度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。	三 こう配が十五度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の	四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の	四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の

設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の桟又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中桟等」という。)

(略)

六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登り桟橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならぬ。

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(钢管足場に使用する钢管等)

第五百六十条 事業者は、钢管足場に使用する钢管のうち、令別表

第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格A八九五一(钢管足場)に定める单管足

設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」という。)

(略)

六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登りさん橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

五 (新設)

(新設)

(钢管足場に使用する钢管等)

第五百六十条 事業者は、钢管足場に使用する钢管については、日本工業規格A八九五一(钢管足場)に定める钢管の規格(以下「钢管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでな

場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一・二（略）

2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具のうち、令別表第八第二号から第七号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ使用してはならない。

一・二（略）

2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、日本工業規格A八九五一（鋼管足場）に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であること。

2 繰手金具にあつては、これを用いて鋼管を支点（作業時ににおける最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の一・五倍以下となるものであること。

3 繋結金具にあつては、これを用いて鋼管を直角に繋結し、これに作業時の最大荷重の二倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が十ミリメートル以下となるものであること。

（最大積載荷重）

第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2・3（略）

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一（略）

二 つり足場の場合を除き、幅は、四十センチメートル以上とし

ければ、使用してはならない。

第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

2・3（略）

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一（略）

二 つり足場の場合を除き、幅は、四十センチメートル以上とし

の隙間は、次に定めるところによること。

イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。

ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

### 三

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。

イ わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の桟若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中桟等

### 四・五 (略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合におい

、床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

### 三

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帶を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅

木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

### 四・五 (略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合におい

て、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 | 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合で

あつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

一 | はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合

二 | はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

3 | 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 | 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 | 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

4 | 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 | 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ | 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。

ロ・ハ | (略)

二 | (略)

5 | 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに

当該設備を原状に復さなければならない。

6 | 労働者は、第三項の場合において、安全帯の使用を命じられた

いて、立入区域を設定したときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

2 | 前項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 | 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ | 足場板は、三以上の支持物にかけ渡すこと。

ロ・ハ | (略)

二 | (略)

(新設)

3 | 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の

ときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならぬ。

一 (略)

二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

ロ 安全帯を取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該

措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の選任)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、令第六条第十五号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 (略)

四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅二十センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。

五 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の選任)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

一 (略)  
二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 (略)

二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

三 (略)

四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

六 (略)

七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

八・九 (略)

3

一 (略)  
二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

四 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一 (略)

二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

三 (略)

四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

六 (略)

七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

八・九 (略)

3

第五百六十九条 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・三 (略)

四 建地、布、腕木等の接続部及び交差部は、鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。

五・六 (略)

(略)

3 2 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

(鋼管足場)

第五百七十条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四・六 (略)

2 (略)

(令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場)

第五百七十二条 事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は單管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場については第一号から第四号まで、わく組足場については第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければならない。

一・二 (略)

第五百六十九条 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・三 (略)

四 建地、布、腕木等の接続部及び交さ部は、鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。

五・六 (略)

(略)

3 2 第一項第六号の規定は、窓わくの取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取りはずす場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

(鋼管足場)

第五百七十条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一・二 (略)

三 鋼管の接続部又は交さ部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四・六 (略)

2 (略)

(鋼管規格に適合する鋼管足場)

第五百七十二条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場については第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければならない。

一・二 (略)

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。

設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

四〇七 （略）  
2・3 （略）

（令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場）

第五百七十二条 事業者は、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めた最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下るものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	
肉厚が外径の十四分の一以上	一
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満	○・九
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満	○・八

（つり足場）

第五百七十四条 事業者は、つり足場については、次に定めるところ

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。

四〇七 （略）  
2・3 （略）

（鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場）

第五百七十二条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めた最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下るものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	
肉厚が外径の十四分の一以上	一
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満	○・九
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満	○・八

（つり足場）

第五百七十四条 事業者は、つり足場については、次に定めるところ

ろに適合したものでなければ使用してはならない。

一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ (略)

ロ 直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの

ハ (略)

ニ 著しい形崩れ又は腐食があるもの

二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントを超えるもの

ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントを超えるもの

ハ 龜裂があるもの

三・四 (略)

五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帶又はつり繩維索は、その一端を足場桁、スターラツプ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。

六 作業床は、幅を四十センチメートル以上とし、かつ、隙間がないようにすること。

七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場桁、スターラツプ等に取り付けること。

八 足場桁、スターラツプ、作業床等に控えを設ける等動搖又は転位を防止するための措置を講ずること。

九 棚足場であるものにあつては、桁の接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

(略)

(作業構台についての措置)

ろに適合したものでなければ使用してはならない。

一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ (略)

ロ 直径の減少が公称径の七パーセントをこえるもの

ハ (略)

ニ 著しい形くずれ又は腐食があるもの

二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントを超えるもの

ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントをこえるもの

ハ 龜裂があるもの

三・四 (略)

五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帶又はつり繩維索は、その一端を足場けた、スターラツプ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。

六 作業床は、幅を四十センチメートル以上とし、かつ、すき間がないようにすること。

七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場けた、スターラツプ等に取り付けること。

八 足場けた、スターラツプ、作業床等に控えを設ける等動搖又は転位を防止するための措置を講ずること。

九 たな足場であるものにあつては、けたの接続部及び交さ部は鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

(略)

(作業構台についての措置)

2

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 高さ二メートル以上の作業床の床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中桟等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがない、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(点検)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 高さ二メートル以上の作業床の床材間のすき間は、三センチメートル以下とすること。

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがない、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、以上を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一（略）

四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

五（略）

六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

七 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無

3（略）

（足場についての措置）

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一（略）

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。それがあるときは、速やかに修理すること。

イ（略）

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、以上を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一（略）

四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

五（略）

六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3（略）

（足場についての措置）

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一（略）

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ（略）

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

ハ (略)  
二 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無  
ヘ チ (略)

リ 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるとときは、当該足作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)  
二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後ににおいては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ ハ (略)

ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

ホ (略)  
ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

ト 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無  
三 (略)

ハ (略)  
二 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無  
ヘ チ (略)

リ 突りようとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 (略)

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるとときは、当該足作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)  
二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ ハ (略)

ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆみの状態

ホ (略)  
ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無  
三 (略)